

訪問看護 重要事項説明書別紙 医療保険

訪問看護ステーション いと



訪問看護利用料金(医療保険)

医療保険での訪問看護利用料は、(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

1. 基本料金 (1回の訪問看護サービスの利用料)

| | 算定項目 | 料金(円) | 1割負担(円) | 2割負担(円) | 3割負担(円) |
|-----------|-------|-------|---------|---------|---------|
| 訪問看護基本療養費 | 週3日まで | 5550 | 555 | 1110 | 1665 |
| | 週4日以降 | 6550 | 655 | 1310 | 1965 |
| 訪問看護管理療養費 | 月の初日 | 7670 | 767 | 1534 | 2301 |
| | 2日目以降 | 3000 | 300 | 600 | 900 |

2. 加算料金(状況に応じて加算する利用料)

| | | | | | |
|------------------|-----------|-------|------|------|------|
| 24時間対応体制加算 | | 6800 | 680 | 1360 | 2040 |
| 特別管理加算 | 特別管理加算Ⅰ | 5000 | 500 | 1000 | 1500 |
| | 特別管理加算Ⅱ | 2500 | 250 | 500 | 750 |
| 夜間・早朝訪問看護加算 | 夜間(18~22) | 2100 | 210 | 420 | 630 |
| | 早朝(6~8) | | | | |
| 深夜訪問看護加算 | 深夜(22~6) | 4200 | 420 | 840 | 1260 |
| 退院時共同指導加算 | | 8000 | 800 | 1600 | 2400 |
| 特別管理指導加算(退院時) | | 2000 | 200 | 400 | 600 |
| 退院支援指導加算(退院日) | | 6000 | 600 | 1200 | 1800 |
| 長時間訪問看護加算(90分以上) | | 5200 | 520 | 1040 | 1560 |
| 難病等複数回訪問看護加算 | 2回目 | 4500 | 450 | 900 | 1350 |
| | 3回目以上 | 8000 | 800 | 1600 | 2400 |
| 在宅患者連携指導加算 | | 3000 | 300 | 600 | 900 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費 | | 25000 | 2500 | 5000 | 7500 |

3. 保険外(自費)

| | |
|---------------|-------|
| エンゼルケア(死後の処置) | 10000 |
|---------------|-------|

※医療保険での訪問看護は、原則1日1回、週3回までとなっています。

ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上が可能です。

※訪問看護指示書料金については、主治医の医療機関にお支払いが発生します。

※各種加算について

| | |
|------------------|---|
| 24時間対応体制加算 | 24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う体制にあり、利用者および家族の同意を得て算定 |
| 特別管理加算 | 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します |
| 夜間・早朝訪問看護加算 | 夜間(18:00~22:00) 早朝(6:00~8:00)に訪問看護を行った場合に加算 |
| 深夜訪問看護加算 | 深夜(22:00~6:00)に訪問看護を行った場合に加算 |
| 退院時共同指導加算 | 医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定 |
| 特別管理指導加算(退院時) | 特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合加算される。 |
| 退院支援指導加算(退院日) | 厚生労働省大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合 |
| 長時間訪問看護加算(90分以上) | 訪問時間が90分を超えた場合、週1回に限り算定。 特別管理加算を算定する場合に算定 |
| 難病等複数回訪問看護加算 | 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り1日2回又は3回以上の訪問ができる |
| 在宅患者連携指導加算 | 訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬と月2回以上文章等により情報を共有しその情報を踏まえて療養上の指導を行った場合 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費 | 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に算 |

※保険外(自費について)

自宅での看取り後、死後の処置を行った場合、保険での請求とは別に10000円いただきます。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

- ② 在宅自己腹膜灌流(かんりゅう)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者